

歸義軍政權初期におけるチベット語公印 の使用とその背景

——Pelliot tibétain 1171 の検討を中心に*

岩尾一史 坂尻彰宏

はじめに

フランス国立図書館所蔵敦煌チベット語文獻 Pelliot tibétain 1171 (以降、P.t.1171)¹ は、チベット語で記されて四角のチベット語公印が押された文書であり、一見したところ古代チベット帝國時代に作成された公文書であるかのようなものである。しかし本文書を仔細にみると、帝國時代には見られない役職名や帝國時代とは異なる書式がみられ、またテキストの内容も、この文書が帝國期以降に作成されたことを示唆する。

チベット支配以降歸義軍期（9世紀半ば～11世紀初め）の敦煌およびその周縁で広くチベット語が使用されていたことはすでによく知られており²、歸義軍期のチベット語文書の存在自體は、今や珍しいものではない。しかし、本文書の特徴は、その末尾にチベット語の公印が押されていることなのである。帝國期以降に出されたチベット語公文書に漢語の公印が押された例は確認されているものの³、チベット語の公印が押されている例は他にみられない。

本稿では、まず P.t.1171 の簡単な譯注を提示し、そして文書作成の時期、公印の問題などいくつかの點について検討したい。

*本論文は日本學術振興科學研究費 19K01043、20H01326 の助成による成果の一部である。

¹本文書の鮮明なデジタル畫像は International Dunhuang Project (<http://idp.bl.uk>) ならびに Gallica (<https://gallica.bnf.fr>) にて見られる。

²歸義軍期におけるチベット語使用の事例については Uray 1981；1988、武内 2002、Takeuchi 2004 を参照されたい。

³漢語の公印が押されている例として P.t.1081、P.t.1082、P.t.1124、P.t.1189 などがある。森安 2000 を参照されたい。

1. Pt.1171の譯注

Pt.1171は、敦煌莫高窟藏經洞（第17窟）將來の敦煌文獻であり、現在フランス国立圖書館に所藏されている。文書のサイズは24.6（縦）x 30.3（横）cm、表面にはチベット文11行と朱印1個がある。なお、チベット文の第9行目～第11行目はやや大きい文字で書かれている。また下部餘白に斜線が3本みられる。ただし文書の左上が缺損しており、チベット文も一部失われている。裏面は空白である。後述するとおりテキストの内容は陳情であるが、折跡が垂直方向に1本、水平方向に8本確認できるし、また印も押されているので、実際に折り疊まれて發出された文書と考えられる。

印影のサイズは4.2（縦）x 4.3（横）cm、畫像とその下邊から右邊にかけてチベット文が逆L字に巡る構圖を有しており、典型的なチベット帝國期の公印と同じ形式である⁴。印影はオレンジ色に近い朱色で色むらがひどく、實見しても畫像、チベット文いずれも一部しか判讀できないものの⁵、今まで見つかった帝國期のチベット語公印と異なることは確實である。以下、録文⁶、翻譯、語注を提示し、次に概要について述べる。

【録文】

- 1 // ph[o] ny[a] [ˈa] [. .] yang // cung shIng gis lung stsal te // lha sras bkra'I
- 2 ring la // si khong dang zlug ste // rgya rje 'a zha [-]u [+8] / lcags kha gzong gis
'byed pa'I dusu /
- 3 thu[d/r]s [-] dang / se to[ng] tshun chad zhal mthong / spyang[ng] ngar mchis pa dang /
/ da ltar yang chab srId [ts]o[. .]e kyi po
- 4 nyar mchis pa // sgo yus rnam 'ga' rtsaM // thugs dpags mdzad du // glo ba re // na
ning sha cur mnangs
- 5 gchod pa'i dusu // bdag ngan pa'I sgor myi bzhI snga dang rmon pa drug dang / ra
lug brgya' tsam // rmon spyad dang
- 6 rdza zan mang po zhig 'tshomste 'tshal pa // 'dI'I dusu // bdag ngan pa yang srog lus
'ben du btsugs
- 7 nas // chab srid gyI yan lag la // cung shIng gIs mchid stsal nas // spyang ngar mchis
pa / zho sha dang sbyar te /

⁴チベット帝國期の公印については、Spanian and Imaeda 1979：16-17に一覽がある。

⁵Lalou 1950は判讀不能とするが、後述するように一部分は讀むことができる。

⁶本稿の翻字はOTDO方式で行った。<https://otdo.aa-ken.jp/>

8 rmon pa tsaM zhig // mnga' ris gyI 'bangs la mchis pa // rkyin ba tsaM stsal par
thugs rje cir gjigs /

9 shes gsol ba // ^am ga lha brtsan chab srId kyi yan lag la snga

10 slad pho nyar mchis pa'I yon dang sbyar nas // glang rmon gsuM /

11 stsal par gnang //

公印 kh[r]i sde 'i rj[e] [-] nas [—]

【翻譯】

(1) 使者の【押衛ラツェン・・・が送る】。

・・・も中丞 (cung shIng) が命令 (lung) を與えて、輝ける天子 (?) (2) の御代に、司空 (si kong) と仕事を行い (zlugs)、中國皇帝 (rgya rje) や吐谷渾・・・ lcags kha gzong gis 'byed の時、(3) thu[d/r]s [-] や西桐 (se to[ng]) にいたるまで【の地で】貴君の御尊顔が見え、御前に在った。今でも御領地 (chab srId)・・・の使者 (4) である者の、幾ばくかの訴えをご寛恕くださいますようお願いします。

去年、沙州にて人民が (5) 分けられた (gchod) 時に、わたくしの家には人間が 4、5 人、耕牛が 6 匹、ヤギとヒツジが 100 匹ほどあり、【それらと】耕具や (6) 多くの物品・食糧 (rdza zan) を交換 ('tshoms) して求めた。當時、わたくしめはまた身命を鞍に置き (7) 御政道の手足として中丞からお言葉を賜り、御前に參上した。その貢献も考慮し、(8) 耕牛だけでも、邊境の民である者【に】、【貢献に對する】報償として與えてくださいますようお願いいたします。(9)

[以下、やや大きな文字で] と訴願したことに對し：

押衛ラツェンが御政道の手足として、終始 (10) 使者であったという働き (yon) を考慮して、耕牛 3 匹を (11) 與えることを許す。

[公印] 萬戸の主 (?) [...] から [...]

【語注】

1 ph[o] ny[a] [ʰa] [. . .] : 「使者の押衛ラツェン」。使者 (pho nya) 以降は文書の破損のためにほぼ判讀不能であるが、9 行目に ^am ga lha brtsan とあり、彼の名前が判明する。Tib. ^am ga < Ch. 押衛。

1 cung shIng : 「中丞」の音譯。「中丞」の中古音は *t̪iung z̪iəŋ* (Karlgren 1957 整理 番號 : 1007a, 896g) であり、河西音は *t̪siuŋ siəŋ* (高田 1988a 資料對音表

番號：1156, 0999) である。中丞は、漢語の官稱號の御史中丞のことである。本文書では、中丞の稱號を持つ特定の人物の呼び名になっている。本文書の中丞が、具體的に誰を指すかについては、本稿第2章参照。

- 1 lha sras bkra : lha sras は天子を表し、の bkra は「輝く」を意味するが、具體的に何、あるいは誰を指すのかは不明である。文書の作成時期のみ（後述）から判断すると中國皇帝とも考えられる。しかし第2行において中國皇帝は rgya rje として現れているので、チベット皇帝の可能性も捨てきれない。
- 2 si kong : 「司空」の音譯。「司空」の中古音は *si k'ung* (Karlgren 1957 整理番號：972a, 1172h) であり、河西音は *si ku'ŋ* (高田 1988a 資料對音表番號：0350, 1136) である。司空は、漢語の官稱號であり、三公（太尉、司徒、司空）の一つである。司空のチベット語音譯の例は、10世紀前後の歸義軍期に作成されたチベット語文書である Pt.1256v や IOL Tib J 1455 (= Ch. 85. IX) にも見える。Uray 1981 : 84、武内 2002 : 123-122 参照。本文書では、中丞と同様に、司空の稱號を持つ特定の人物の呼び名になっている。本文書の司空が、具體的に誰を指すかについては、本稿第2章参照。
- 2 zlungs : 藏漢大辭典には古語として「作事 (las ka byea pa)」とあるが、辭書では名詞として載せられる。ここでは動詞として使われたと解釋する。
- 2 lcags kha gzong gis 'byed pa: 直譯すると「鐵の口を鑽で分けた」となるが、文意不明。
- 3 se to[ng] : 「西桐」。この地名の同定については、陸 2012 を参照されたい。
- 3 chab srid : 「御領地」。chab srid は「御政道」や「領地」を意味する。石川 1998 も参照されたい。
- 6 'tshoms : Thomas (1955 : 171) の tshom の解釋“exchange ?”に當面従う。
- 6 srog lus 'ben du btsugs : 「身命を鞍に置く」。同様の表現が Pt.1076-1, 第7行にも現れる (岩尾 2016 : 7-8)。文脈から見て、「命がけの働き」を示す慣用表現と考えられる。
- 8 snga slad : Thomas (1955 : 127) の解釋“first and last”に従い、「終始」と譯す。
- 9 ^am ga : 「押衙」の音譯。「押衙」の中古音は *ap nga* (Karlgren 1957 整理番號：629h, 58s) である。音譯の比定については、Takata 1987 : 17-18、高田 1988b :

82 参照。押衙は、漢語の軍官號であり、「押牙」とも書かれる。本来は節度使などの軍司令に近侍する武官であるが、10 世紀前後の歸義軍期の敦煌では、軍務に加えて民政の職務も兼務した。馮 1997：99-109、赤木 2013：253 参照。他のチベット語文書での用例としては、歸義軍期に作成されたチベット語文書である P. t. 1131、P. t. 1097、Ch. 77. II. 3 (VP C103) にも見える。武内 1986：585、Takata 1987：17-18、武内 2002：123-122, 119、赤木 2006：81 参照。なお、Takata 1987 では、本文書 (P.t.1171) の第 1 行目を“pho ña cañ 'am hga” と解讀して、この cañ 'am hga を「張押衙」とする。

公印 kh[r]i sd[e]：「萬戸」。オアシス都市など人口密集地域に置かれた古代チベット帝國の行政区分。この行政区分については岩尾 2004 を参照されたい。

【文書の概要】

ここで文書の内容をまとめておこう。本文書は歸義軍期に書かれたチベット語公文書であり、第 1 行目から第 8 行目までが押衙ラツェンなる人物による陳情の内容で、第 9 行目から第 11 行目までが陳情を決済した上位者の判断のことばである。第 9 行目から第 11 行目までは、上位者のことばであることを明示するために若干大きな字で記されているものと思われる。

押衙ラツェンは、混亂期に使者や軍人として功績があったらしく、その見返りに耕牛を求めることを陳情している。それに對して、上位者は三頭の耕牛を與える許可をしている。この許可を與えた上位者は、文中に現れる中丞と考えられる。

本文書のテキスト自体はわずか 11 行であり、その内容自体も大きな事件に關係するものではない。しかし、その中で敦煌史上の重要な指標となりそうな事柄に言及されており、また文書の形式や印についてもいくつか検討すべき課題がある。以下、具體的には、中丞や司空の人物比定と文書の作成時期、チベット語公印の使用などについて議論したい。

2. 文書の作成時期と「中丞」「司空」

この文書が歸義軍期に作成されたことは、文中に[^]am ga「押衙」や cung shIng「中丞」、si kong「司空」などの漢語稱號の音譯がある点からも明らかである。これらの稱號は、敦煌文獻中のチベット語文書では、歸義軍期の文書だけに使われ

ている⁷。そこで以下に、この文書の *cung shIng* 「中丞」と *si kong* 「司空」とが歸義軍期の誰にあたるかを比定し、作成時期を特定したい。

まず、この文書の *cung shIng* 「中丞」や *si kong* 「司空」は、歸義軍期敦煌の首長である歸義軍節度使に相當する人物とそれを上回る地位の人物とであろう。この文書の中では、1行目に「中丞 (*cung shIng*) が命令 (*lung*) を與え」や7行目に「御政道の手足として中丞からお言葉を賜り」とあるように、中丞が権力を持つ首長として書かれており、押衙ラツェンの請願に對する判断を行っているのも中丞であると思われる。歸義軍期の敦煌において、この種の陳情・請願は行政・司法・軍事にわたる最高権力者であった節度使に宛てられているので⁸、本文書の中丞は節度使に相當する地位にある人物といえる。また、中丞 (= 御史中丞、唐・正五品上) よりも位の高い司空 (唐・正一品) の稱號を持つ人物は、節度使と同等以上の地位を持つ高位者であったと思われる。

つぎに、節度使に相當する人物で、中丞の稱號を持っていたのは、唐・咸通八年 (867) 頃の張淮深だけである (榮 1996 : 81-83)。この時期は、初代の節度使張議潮が、咸通八年 (867) 二月に、後事を兄の子である淮深に託し、節度使の位を帯びたまま長安に入朝し、長安に滞在し始めた時期にあたる⁹。淮深は、この議潮の入朝前から、沙州刺史・左驍衛大將軍を帯びており、入朝直後に御史中丞の敍任を唐朝から受けている。その後、議潮が死去する咸通十三年 (872) までの間に、左散騎常侍兼御史大夫、戸部尙書、河西節度を自稱するなど稱號が次々に變遷している¹⁰。それゆえ、淮深が御史中丞であった時期は、咸通八年 (867) 以後のごく短い時期だけだといえる。

さらに、張議潮は、入朝の時點では司空の稱號を得ており、咸通十三年 (872) に長安で死去するまでに、司徒に昇進し、死後に太保を追贈されている¹¹。議潮がいつ司徒になったのかは不明であるが、咸通八年 (867) の入朝以後のごく早い時期に、唐朝から敍任されたはずである。

以上をまとめると、本文書の *cung shIng* 「中丞」は張淮深であり、*si kong* 「司

⁷ 竺沙 1964 : 218、武内 1986 : 587、武内 2002 : 124-122 参照。なお、陸離は『舊唐書』やチベット支配期に屬する敦煌出土の書儀の例から、押衙がチベット帝國期から使用されていたと主張する。陸 2019 : 96-97 参照。しかし、實際のところ、『舊唐書』の記事は唐側がチベット側の官職をそのように解釋したに過ぎないと考えられるし、書儀も唐代の表現をなぞっているだけかもしれない。さらに、そもそもチベット支配期のチベット語文書に全く *am ga* が出てこないことは間違いないのである。したがって、陸の主張には従えない。

⁸ 池田 1975 : 16-17、朱 1993 : 77、坂尻 2018 : 24-25 参照。

⁹ 『資治通鑑』卷 250, 唐紀 66, 中華書局本 : 8117、『新唐書』卷 216 下, 吐蕃下, 中華書局本 : 6108 参照。

¹⁰ 以上のような、この時期の張淮深の稱號の變遷については、榮 1996 : 81-84 参照。

¹¹ 榮 1996 : 68-72 参照。

空」は張議潮であると考えられる。そして、この組み合わせがあり得るのは、議潮入朝直後の咸通八年（867）頃だけなので、本文書（Pt.1171）が、議潮が長安に入朝し、淮深が議潮に代わって歸義軍の執政を始めた咸通八年（867）頃に作成されたことは明らかである。

なお、本文書の作成時期が、歸義軍期初期の867年頃であるとするれば、その前年に行われたとされる「人民が分けられた（gchod）」（第4行目～第5行目）ことは、この時期に斷行された寺戸（寺院に隸屬する農民）の解放、戸口や土地の調査と再編などの諸政策に關係する可能性がある¹²。

上の年代比定に加え、書式の視點から言及すべきことがある。本文書は一見したところチベット語公文書の體裁を有しているものの、仔細に見ると幾つか奇妙な點がある。

本文書はテキスト文末には公印が押され、そしてそのあとに書き込みを防ぐために斜線が入れられている。このこと自體はチベット帝國期の公文書にみられる特徴である。しかし本文書では最後の數行（第9行目～第11行目）が決裁者の判斷のことばとして大きな文字で記される。チベット帝國期の公文書で結論部分を大きな文字などで區別するように書いたものは、管見の限り一例も見つかっていない。それに對して歸義軍期のチベット語文書では判辭を大きく書いたり、あるいは別字で書く例が存在する¹³。これは明らかに漢語文書の影響である。

また、武内（1986：570-574）のいうタイプ1の公文書において餘白に斜線を書き込むのはチベット帝國期特有の書式であるが、歸義軍期になると途端に使われなくなったようで、本文書のように斜線を書き込む例は今のところ見つかっていない。

そうすると、本文書はチベット帝國期の書式をなぞる一方で、漢語の公文書の特徴が取り込まれたユニークな事例の一つということになる¹⁴。このことは、チベット帝國の支配期からそう遠くない歸義軍期初期に本文書が作成された事實と符號する。

3. チベット語公印の發行地

さらに興味深いのが、公印である。デジタル寫眞、實見を通して印影の詳細は分からないものの、大まかにはチベット語テキストと畫像の組み合わせである

¹²これらの歸義軍期初期の政策動向については、土肥 1980：235、ならびに劉 2004 を参照。

¹³このような例としては、Pt.1080 などがある。坂尻 2003：107-108 参照。

¹⁴歸義軍期のチベット語公文書における、チベットの要素と漢語的要素の混在については、坂尻 2002：61-69 参照。

ことは見て取れる。そして興味深いことに、その印影は今まで発見されているチベット帝国期の公印とは明らかに異なっているのである。では、この朱印の正體は何であろうか。

まず、この公印がチベット支配期に作られたものか、あるいは歸義軍期に新造されたものか、という問題がある。しかし、すぐ後で述べるように歸義軍政權は唐から公印を下賜されているのであるから、わざわざチベット語の公印を、しかもチベット帝国そのままの形式で作成する合理的理由はない。それゆえ、この印が歸義軍期に作られたものである可能性は極めて低いであろう。むしろ、この公印はチベット時代のものをそのまま流用したと考えるのが妥当であろう。では、この公印はチベット帝国のどの機關が有していたものでしょうか。

チベット支配期において敦煌が屬していた行政機關を上位から敦煌まで並べると、ツェンポ¹⁵ (btsan po 皇帝) の宮廷—大トム (khrom chen po) —デカム (bde khams、デ (安樂) の屬州) —瓜州のトム (khrom)¹⁵—敦煌 (沙州) の萬戸 (khri sde)、となる¹⁶。このうち、チベット帝国期の公印を有していたと確實に確認できる機關の公印を上位から並べると、ツェンポの宮廷の公印 (Pt.1085)、大トムの公印 (Pt.1083)、デカムの公印、デカムの事務の公印 (Pt.1089、S.10647+Pt.1111、Pt.2228) をあげることができる。また瓜州のトムの公印は発見されていないが、同レベルのトムの公印としてはツォンカから發信されたトムの公印 (Pt.1217)、トム (どのトムかは不明) の公印 (Pt.1055) が確認できる¹⁷。つまり、現在のところトムのレベルまでは公印を有していたことが確認されるが、萬戸 (唐では「州」のレベルにあたる) のレベル以下においてチベット語の公印の使用例は見つかっていない。

しかし、興味深いことに、この Pt.1171 の公印の文面は、

萬戸の主 (?) [...] から [...]
kh[r]i sde 'i rj[e] [-] nas [—]

と讀める。もしこの讀みが正しいのならば、今まで発見されなかった萬戸レベルの機關から發行された公印であると考えられる。そして、その萬戸とは、當然ながら敦煌 (沙州) の萬戸ということになるであろう。つまり、張淮深は、彼の統治

¹⁵トム (khrom) は古代チベット帝国の軍事行政單位。トムに関しては、Uray 1980 を参照。

¹⁶敦煌などの非チベット人集團を含む古代チベット帝国の軍事・行政機關については、岩尾 2020 を参照。

¹⁷他に確認された公印としては、使者の公印 (Or.15000/496 = M.I.xxviii.0036) などがあるが、今は関連性が薄いので言及しない。

のごく早い時期である 867 年頃に、チベット帝国時代の萬戸の印とみられる印を、チベット語公文書の處理に用いていたのである。

4. チベット語公印と歸義軍政權

一方、歸義軍期初期の歸義軍節度使には唐から漢語公印が下賜されており、漢語公印はチベット語公文書にも使用されていた。實際、節度使の張議潮が、856 年に決裁したチベット語訴訟文書 P.t.1081 には「河西道觀察使印」が押印されている¹⁸。つまり、歸義軍期初期では、チベット語の公文書の處理に、P.t.1171 のようにチベット語公印を使う場合と P.t.1081 のように漢語公印を使う場合との二つの場合がありえたことになる。

では、なぜ、チベット語公文書に漢語公印を使用する前例があったにもかかわらず、張淮深は歸義軍初期のチベット語公文書である本文書に、張議潮のように節度使や觀察使の漢語公印を使わなかったのだろうか。

その理由は、おそらく淮深が、彼の立場上それらの漢語公印を使用することができなかったからであろう。本文書が作成された咸通八年（867）頃は、張議潮が節度使の肩書きを帯びたまま長安に健在であり、淮深はあくまで彼の代理として敦煌を統治しているにすぎなかった（榮 1996：162-164）。議潮の入朝後に、歸義軍の節度使や觀察使の漢語公印がどのように扱われたのかについては敦煌に留め置かれた、あるいは長安に張議潮が持参したなど諸説あるが¹⁹、節度使や觀察使の漢語公印が淮深の手元にあったにせよ、なかったにせよ、咸通八年（867）頃に、當時の節度使である議潮を差し置いて、節度使の位にない淮深がそれらの漢語公印を使用することはできなかったと考えられる。

結論

以上の考察をまとめると、次の通りである。

- P.t.1171 は歸義軍期初期、咸通八年（867）頃に作成されたチベット語の公文書である。決裁者の「中丞」は張淮深であり、「司空」は張議潮と考えられる。
- P.t.1171 に押されたチベット語の公印は、チベット支配期の敦煌（萬戸）の公印とみられる。

¹⁸ 「河西道觀察使印」とその使用については、森安 2000:16,49-53 参照。

¹⁹ 森安 2000：56-57, 馮 2007：304-306 参照

- この時期、歸義軍節度使のチベット語公文書には唐から下賜されていた漢語公印も使用されていた。しかし、本文書の作成時期には、節度使である張議潮は長安に居り、代理として敦煌を支配していた張淮深は節度使系統の漢語公印を使用することができなかつたため、チベット支配期の敦煌萬戸のチベット語公印を使用したと考えられる。

以上、P.t.1171 とそれに關する數點について考察した。歸義軍期初期の敦煌におけるチベット語文書の使用や、漢語文書との使い分けについては今後も研究すべき課題である。さらに、文書中で言及される「人民が分けられた (gchod)」事件については、チベット支配期末期から歸義軍期初期にかけての敦煌史に關わる。本稿では P.t.1171 を紹介することを眼目においたので、上記の件について考察を深めることはできなかつた。もって今後の課題としたい。

参考文献 (ABC 順)

赤木崇敏 Akagi Takatoshi

(2006) 「歸義軍時代チベット文手紙文書 P.t.1189 譯註考」『東トルキスタン出土「胡漢文書」の總合調査』(科學研究費補助金(基盤研究 B) 研究成果報告書:平成 15 年度—平成 17 年度; 研究代表者 荒川正晴): 77-86.

(2013) 「甲午年五月十五日陰家婢子小娘子榮進客目」『敦煌寫本研究年報』7: 241-266.

笠沙雅章 Chikusa Masaaki

(1964) 「敦煌出土「社」文書の研究」『東方學報(京都)』35: 215-288.

土肥義和 Dohi Yoshikazu

(1980) 「歸義軍(唐後期・五代・宋初)時代」榎一雄(編)『講座敦煌 2 敦煌の歴史』東京、大東出版社: 233-296.

馮培紅 Feng Peihong

(1997) 「晚唐五代宋初歸義軍武職軍將研究」鄭炳林(編)『敦煌歸義軍史專題研究』蘭州、蘭州大學出版社: 94-178.

(2007) 「歸義軍節度觀察使官印問題申論」劉進寶・高田時雄(編)『轉型期的敦煌學』上海、上海古籍出版社: 297-329. Stockholm, The Museum of Far Eastern Antiquities.

池田溫 Ikeda On

(1975)「開運二年十二月河西節度都押衙王文通牒——十世紀敦煌における土地争いの一例」鈴木俊先生古希記念東洋史論叢編集委員會（編）『鈴木俊先生古希記念東洋史論叢』東京、山川出版社：1-18.

石川巖 Ishikawa Iwao

(1998)「古代チベット語 chab srid および chu srid の語義」『内陸アジア史研究』13：35-54.

岩尾一史 Iwao Kazushi

(2004)「吐蕃の萬戸 (khri sde) について」『日本西藏學會々報』50：3-15.

(2016)「ドルポ考——チベット帝國支配下の非チベット人集團」『内陸アジア言語の研究』31：1-19.

(2020)「多民族國家としての古代チベット帝國」『歴史と地理』730：1-12.

Karlgren, Bernhard

(1957) *Grammata Serica Recensa*. Stockholm, The Museum of Far Eastern Antiquities.

Lalou, Marcelle

(1950) *Inventaire des manuscrits tibétains de Touen-houang : conservés à la bibliothèque nationale (Fonds Pelliot tibétain)*, vol. 2. Paris, Bibliothèque Nationale.

劉進寶 Liu Jinbao

(2004)「歸義軍政權初期的人口調査和土地調整」『敦煌研究』2004-2：58-62.

陸離 Lu Li

(2012)「敦煌吐蕃文書中の“色通 (Se tong)”考」『敦煌研究』2012-2：66-72.

(2019)「關於法藏敦煌藏文文書 P.t.1097《官府支出糧食清冊》的幾個問題」『敦煌研究』2019-1：93-100.

森安孝夫 Moriyasu Takao

(2000)「河西歸義軍節度使の朱印とその編年」『内陸アジア言語の研究』15：1-121.

榮新江 Rong Xinjiang

(1996)『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』上海、上海古籍出版社.

坂尻彰宏 Sakajiri Akihiro

(2002)「歸義軍時代のチベット文牧畜關係文書」『史學雜誌』111-11：57-84.

(2003) 「歸義軍時代のチベット文訴訟文書——多言語社會の文書處理システム (内陸アジア史學會大會、2002年11月9日、於大阪國際大學、發表要旨)」 『内陸アジア史研究』 18: 107-108.

(2018) 「歸義軍節度使と公文書處理」 『内陸アジア言語の研究』 33: 11-26.

Spanien, Arianne, and Yoshiro Imaeda

(1979) *Choix de documents tibétains conservés à la Bibliothèque Nationale complété par quelques manuscrits de l'India Office et du British Museum*. Tome II. Paris, Bibliothèque Nationale.

高田時雄 Takata Tokio

(1987) ṁäga. In: R. E. Emmerick and P. O. Skjærvø (eds.), *Studies in the Vocabulary of Khotanese*. Vol.2. Wien, Verlag der Österreichischen Akademie der Wissenschaften: 17-18.

(1988a) 『敦煌資料による中國語史の研究——九・十世紀の河西方言』 東京、創文社.

(1988b) 「コータン文書中の漢語語彙」 尾崎雄二郎・平田昌司 (編) 『漢語史の諸問題』 京都、京都大學人文科學研究所: 71-128.

武内紹人 Takeuchi Tsuguhito

(1986) 「敦煌・トルキスタン出土チベット語手紙文書の研究序説」 山口瑞鳳 (編) 『チベットの佛教と社會』 東京、春秋社: 563-601.

(2002) 「歸義軍期から西夏時代のチベット語文書とチベット語使用」 『東方學』 104: 124-106 (逆頁) .

(2004) Sociolinguistic Implications of the Use of Tibetan in East Turkestan from the End of Tibetan Domination through the Tangut Period (9th-12th c.). In: D. Durkin-Meisterernst *et al.* (eds.), *Turfan Revisited: The First Century of Research into the Arts and Cultures of the Silk Road*. Berlin, Reimer Verlag: 341-348.

Thomas, Frederick Williams

(1955) *Tibetan Literary Texts and Documents Concerning Chinese Turkestan*. Part III. London, Royal Asiatic Society.

Uray, Géza

(1980) *KHRUM: Administrative Units of the Tibetan Empire in the 7th-9th Centuries*. In: M. Aris and Aung San Suu Kyi (eds.), *Tibetan Studies in Honour of*

Hugh Richardson: Proceedings of the International Seminar on Tibetan Studies, Oxford, 1979. Warminster, Aris and Phillips: 310-18.

(1981) L'emploi du tibétain dans les chancelleries des états du Kan-sou et de Khotan postérieurs à la domination tibétaine. *Journal Asiatique*, 269: 81-90.

(1988) New Contributions to Tibetan Documents from the post-Tibetan Tun-huang. In: H. Uebach and J. Panlung (eds.), *Tibetan Studies: Proceedings of the 4th Seminar of the International Association for Tibetan Studies, Schloss Hohenkammer, Munich 1985*. Munich, Kommission für Zentralasiatische Studien, Bayerische Akademie der Wissenschaften: 515-28.

朱雷 Zhu Lei

(1993) 「敦煌所出《索鐵子牒》中所見歸義軍曹氏時期的“觀子戶”」『武漢大學學報（社會科學版）』1993-6：72-79.

(作者の岩尾は龍谷大學文學部准教授、坂尻は大阪大學全學教育推進機構准教授)